

新しい総合事業のお知らせ

高鍋町では、平成29年4月から、新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）を実施します。

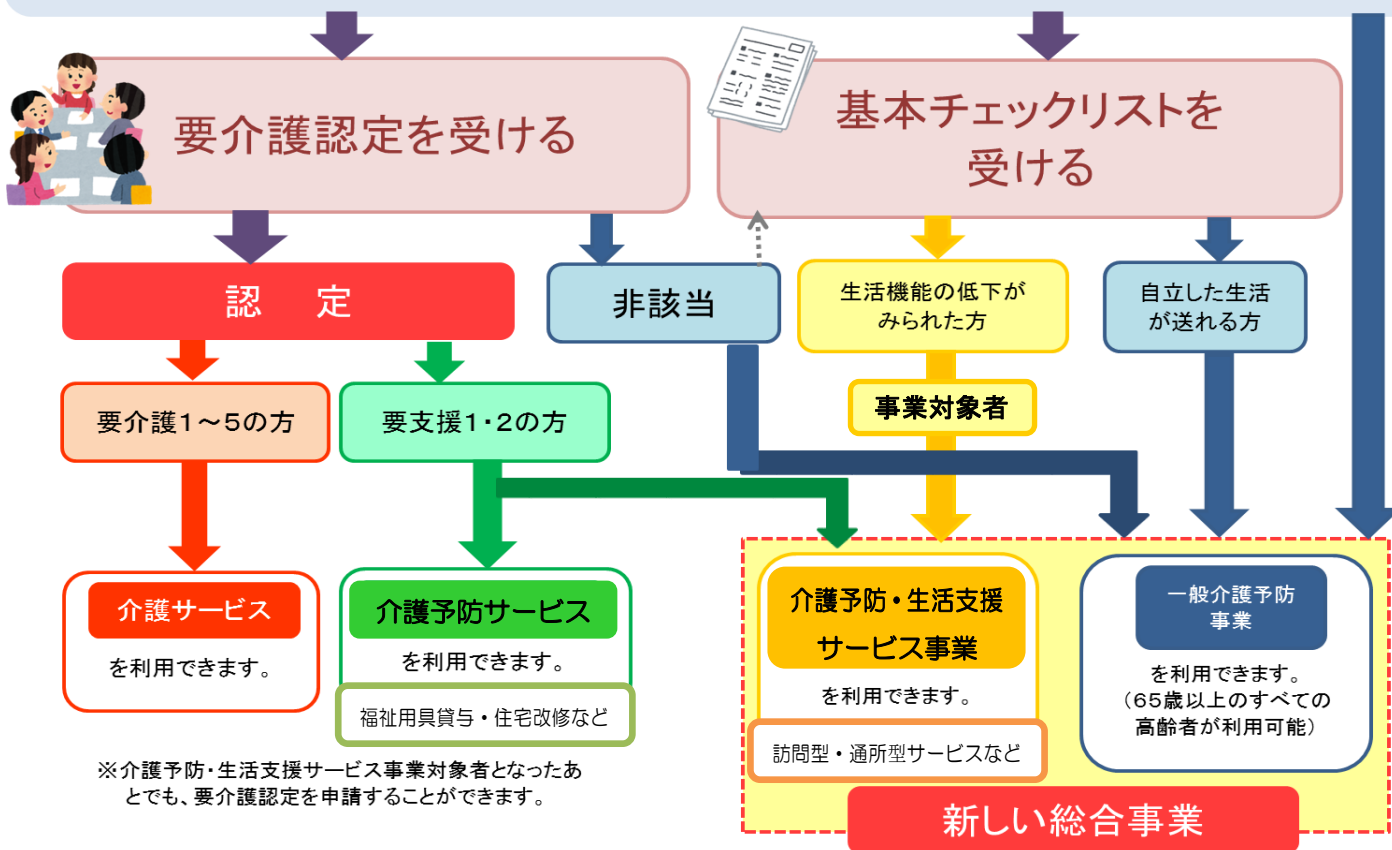
新しい総合事業は、高齢者が安心して自立した日常生活を送るための支援などを目的としており、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の二つからなります。

これまでの「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」は、「介護予防・生活支援サービス事業」に移行します。

新しい総合事業の利用の流れ

相談する(65歳以上の方)

地域包括支援センターまたは役場健康保険課に相談します。



介護予防・生活支援サービス事業のみを利用する場合は、要介護認定を受けることなく、基本チェックリストによる判定で、訪問型サービス・通所型サービスの利用が可能となります。

お問い合わせ：役場健康保険課 介護・高齢者福祉係 26-2008
地域包括支援センター 32-6600

